

審議会等の会議録

会議の名称	令和元年度第1回座間市地域保健福祉サービス推進委員会			
開催日時	令和元年5月20日(月)午後3時～3時30分			
開催場所	ハーモニーホール座間 2階 中会議室			
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：飛田昭委員、田中誠一委員、中川正行委員、阿部正信委員、 関伴治委員、佐久間志保子委員、佐藤節子委員、城条洋子委員、 土屋暢子委員、長谷川昌夫委員</p> <p>欠席：土屋光克委員、鈴木孝幸委員、尾崎憲一委員、鈴木八千代委員、 西海昇委員</p> <p>(市)</p> <p>福祉部長、福祉長寿課長、福祉長寿課1人</p>			
事務局	福祉長寿課			
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数 0人
非公開・一部公開とした理由				
議題	<p>(1) 座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>(2) その他</p>			
資料の名称	<p>(1) 災害援護資金の概要</p> <p>(2) 座間市災害弔慰金の支給等に関する条例(現行)</p> <p>(3) 座間市災害弔慰金の支給等に関する条例(案)</p> <p>(4) 座間市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表(案)</p> <p>(5) 座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正における県内他市の状況</p>			
会議の内容	<p>(事務局) 本日は、公私ともに大変お忙しいところを御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻前ですが、本日出席予定の皆様がお揃いになりましたので、ただいまより令和元年度第1回座間市地域保健福祉サービス推進委員会を開会いたします。申し遅れましたが、私は本日の進行を務めさせていただきます、福祉長寿課福祉総務係の甘利と申します。よろしく願いいたします。開会に当たりまして、福祉部長の中島より御挨拶を申し上げます。</p>			

《福祉部長挨拶》

(事務局) ありがとうございます。

座間市市民参加推進条例第12条の規定により、本会議は公開となっておりますが、傍聴人がいませんことを御報告します。

また、本日は土屋光克委員、鈴木孝幸委員、尾崎憲一委員、鈴木八千代崎委員、西海昇委員の5名の委員から御欠席との連絡をいただいておりますが、市地域保健福祉サービス推進委員会規則第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席により本会が成立しておりますことを御報告申し上げ、議事の進行を会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(飛田会長) 皆さん大変お疲れのところありがとうございます。それでは、円滑な議事運営に御協力をお願いします。それでは「議題(1) 座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について、担当課の説明を求めます。

(事務局) 説明に先立ちまして、説明員を紹介させていただきます。

初めに、福祉部長の中島でございます。

次に、福祉長寿課長の上野でございます。

次に、担当の風間でございます。

以上が議題(1)の説明員でございます。

なお、本日係長の金子が他の公務のため出席できないことをお詫び申し上げます。

《福祉長寿課説明》資料に基づき説明

(風間) では、私から議題について御説明申し上げます。まず、資料について確認したいと思います。開催通知と一緒に送付したのですが、今日改めてお配りしましたのが、座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてと書いたA4サイズ1枚の紙。続いて、クリップ留めしてある本日の次第ですね。令和元年度座間市地域保健福祉サービス推進委員会次第。その次が名簿です。座間市地域保健福祉サ

ービス推進委員会委員名簿。次が座席表です。その次が右上に資料1と入っています。災害援護資金の概要。その次が右上に資料2となっているものです。座間市災害弔慰金の支給等に関する条例。手書きで（現行）と入っているものです。続いて、資料3と右上に入っているもの。座間市災害弔慰金の支給等に関する条例、こちらは（改正案）と入っているものです。次が右上に資料4と入っているもの。座間市災害弔慰金の支給等に関する新旧対照表。次が最後ですね、右上に資料5と入っているものです。座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正における県内他市の状況。以上、お配りした資料は揃っていましたでしょうか。

説明に入らせていただく前に事務局から説明が漏れておりました。会議録を作る関係で録音をさせていただいておりますので、その点を御了解いただきたいと思います。併せて今回は条例の改正を審議していただくに当たりまして、部長から諮問書を提出しますのでよろしくお願ひします。

《福祉部長が飛田会長の席へ移動》

（中島部長）座間市地域保健福祉サービス推進委員会会長殿。座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について諮問いたします。よろしくお願ひします。

《福祉部長が飛田会長へ諮問書を提出》

（飛田会長）よろしくお願ひします。

（風間）ありがとうございます。では今回は条例の改正という事で改正案をこの場で審議していただいて御意見いただきたいと思っております。では資料に沿って説明します。資料1を御用意ください。今回座間市の条例を改正するのですが、条例を改正する理由はですね、法律が変わったことで条例を改正しますので、まずは国が定めている災害弔慰金に関する法律の確認をしておきたいと思ひます。資料1の災害援護資金の概要については内閣府のホームページにも出ているもので、この内容は法改正前の内容となっています。災害弔慰金の支給等に関する法律は大きく分けて3つの内容が盛り込まれています。

まず、資料に載っている災害援護資金ですね。災害に遭って家が壊れた場合、あるいは1か月以上、世帯主の療養が必要で働けなくなった場合に貸付けをするのが災害援護資金。それから災害弔慰金は災害で亡くなった場合に支給するものです。それから災害障害見舞金。災害によって障がいを負った方への見舞金です。こういった貸付けと支給、障がい見舞金の3種類を規定しているのが弔慰金の支給等に関する法律になっています。今回法改正があったのは、そのうちの災害援護資金の貸付けについて改正がありました。この災害援護資金の貸付けについては資料の(1)から順に説明しますと、実施自体は市町村となっていて市民に対しての貸付事務は座間市が行うこととなりますが、財源は国で3分の2、県で3分の1という形になっています。対象となる災害については災害救助法が適用された災害ということで、近年ですと昨年の北海道胆振東部地震。それから昨年の8月30日の山形の辺りであった大雨。昨年7月の豪雨。広島岡山のあたりですね。西日本で広範囲の豪雨災害があったかと思います。近年ではそういった災害が適用されています。

続いて、受給者としては災害で1か月以上療養が必要な負傷をした場合か又は、住居家財に被害を受けた場合ですが、貸付けの趣旨としては生活の立て直しのために、例えば怪我が治るまでのお金を貸して、怪我が治って復帰すればお金が稼げるので生活ができる。あるいは家が倒れたけれど家を建て直せば何とか生活が立て直せる。というように生活の立て直しの資金として貸付けをします。貸付けの限度額は最大で350万円となっていて、被害の程度によって限度額は変わってきます。そして、こちらの貸付制度は生活の立て直しのためのお金という事で、制限がかけられていて、世帯の人員であったり、所得によって制限がかけられています。その下に貸付けに関する利率、据置期間、償還期間とありますが、利率が今回の法改正で変わっています。以前は年3%でしたが、今回の法改正では市町村で定められるように変わりました。続いて据置期間は3年です。ここは変わっていないのですが、据置期間の間は利子がかからず、償還の義務がないという形です。そして、償還期間は10年です。ただし3年間は据置期間ですので、実際には7年間で全てを償還していただく形になります。次に償還方法です。ここも今回、法律と法律の施行令で改正があった場所なのですが、今までは年賦、半年賦。年に1回償還してもらうか、半年に1回かの2種類だけだったのですが、これに追加

して今年の4月から月賦。月ごとに返す月賦も可能というように国の施行令が変わりました。一番下は先程も申しましたように財源は国が3分の2、都道府県が3分の1という形です。今の説明の中で、(6)と(9)ですね。利率と償還方法のところが法改正されております。それと事前にお知らせした資料にあると思いますが、加えて法改正があった部分は保証人についてです。以前は保証人を必ず置かなくてはならないと政令で定められていたのですが、今回からはそこも特に規定がなくなりましたので市町村が決められるようになりました。

(飛田会長) 風間さん座っていいよ。

(風間) すみません。ありがとうございます。

それからもう1つ変わったのは延滞利率ですね。以前は10.75%となっていたのが、延滞利率が下がりまして5%に変わっています。ですから、今回の条例改正で考えなくてはいけない部分としては利率をどうするか、それから償還方法、月賦が政令で加えられるようになりまして座間市はどうするか。最後に保証人についてはどうするかですね。延滞利率については5%で決まっていますので条例改正等の変更はありません。

では資料4を御覧いただきたいと思います。先程申し上げた法改正を受けて、私どもで改正案を考えさせていただきました。改正の内容としては、まず利率の第14条のところですが、災害援護資金の貸付けを受けようとする者は保証人を立てることができる。ということで今までは保証人を必ず立てなければならないと法律と政令で定められていたのですが、今回その規定はなくなったので座間市では保証人を立てる事ができる。つまり保証人を立てても、立てなくてもいいという形に条例を変えました。その次、第14条第2項。災害援護資金は保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は据置期間を無利子とし、据置期間経過後はその利率の延滞の場合を除き年1%とします。利率は保証人を立てる場合と立てない場合で分けさせていただきました。保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1%となります。第14条第3項については保証人を立てる場合の規定を入れたので、その関係を付け加えたものになります。そして次の

償還方法のところは、第15条のところですか。災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は、月賦償還とする。月賦償還を国で加えられるようになったので、座間市としても返済の選択肢はあった方が良くという考えで月賦償還を加えました。そして第15条第3項については国の保証人の規定が変わったり、延滞利率の規定が変わった関係で表現を整理したものになります。

座間市では保証人がいる場合の利率は無利子、保証人がいない場合は1%としたのですが、他市の状況も踏まえながら説明させていただければと思います。資料5を御覧いただけるでしょうか。資料5は条例改正の県内の他市町村の状況になります。市町村によって、保証人を全く必要としていない場合、必ず立てることとしている場合、保証人の有り無しで利率が分かれている場合とありますが、一番多いのが保証人有りの場合は無利子、保証人が無し場合の利率は年1%です。私どもが提案している内容と同じものが最も多い形かと思います。貸付けで利率がどういう扱いになるかですが、なぜ利率を取るかというところは、市町村の事務費として利率の説明がされています。実際に座間市ではまだ貸付けの事例が無く、貸付事務を行っていないので、具体的にどのようなところで費用が掛かるかはやってみないとわからない部分もあるかと思うのですが、可能性としては座間市の福祉の職員では債権を回収する時の回収のノウハウを持っていないので、回収ノウハウを持っている職員を雇うとか、実際に市税や国民健康保険の関係では税務署のOBを嘱託員として雇って、債権回収にあたらせていることがありますので、そういったことにこの1%を事務費という形で利子分が必要となるのではないかと思います。

それから保証人の有り、無しで分けているのは、やはり債権の回収ができるかどうかという部分で、保証人有りの場合は、もちろん保証人がいるので回収できる確率は高いです。一方で保証人無しの場合は、本人から回収できなければどうにもできなくなってしまいますので、その分は利子で。かといって一般の貸付けのように家を担保に入れさせて、返済ができなければ差し押さえさせていただきますというのはいないので、建物が倒れた場合の貸付けですので、そういった部分を補うために1%という利子を設定するというのが適当ではないかと思っています。そしてこの1%という利率はどこの市町村も同じ利率に設定しているかと思うのですが、この利率が改正前の3%の利率であったり、東日本大震災の時に特例で利率が設定されたのですが、そ

の時には法的な貸付け制度ということで、実際には社協さんが委託を受けて事務を行っている生活福祉資金の貸付け利率であったり、あとは座間市の子どもとの関係で母子父子寡婦の貸付けがありますので、その制度の貸付けに合わせて東日本大震災の特例の利率が定められているということで、今回座間市や他の市町村が1%と設定しているのはそういったものを参考にして今の生活福祉資金、母子父子寡婦を参考にして年1%という形にしております。

説明としてはざっとではありますが、以上です。保証人有りの場合は無利子、保証人なしの場合は年1%。それから償還方法は月賦の加えるということで条例を改正したいと思っています。御審議の程よろしく申し上げます。

(飛田会長) それでは今、議題(1)について担当課から説明がございました。この件について皆さんからの御意見をお伺いしたいと思います。今当局の方からも説明を受けて、皆さんの方から御質疑等がございましたら忌憚なく申し出てほしいと思いますが、いかがでしょうか。

(中川委員) 資料5ですけど、他市の状況が書いてあると思いますが、横須賀市は保証人の有無によらず一定と書いてありますが、必ず保証人がいるということですね。

(風間) そうですね。横須賀市の場合は必ず保証人が必要で、無利子ということですね。

(中川委員) 保証人が立てられない場合は貸付けられないということですか。

(風間) 横須賀市の規定ですと、そうなります。保証人がいない場合は借りられないという形です。

(中川委員) それからもう1つ。大和市についてですが、保証人の有無による変動ありと書いてありますが、保証人不要の欄には無利子となっていますが、これはどういうことでしょうか。

(風間) 失礼しました。こちらは資料に誤りがございました。はっきりとした答えは今できないのですが、保証人の有無による変動ありという記載が誤りだと思います。申し訳ございませんでした。

(飛田会長) 変動ありを一定に修正するということですか。

(風間) そうですね。大和市の保証人の有無による変動ありの部分、保証人の有無によらず一定に修正していただければと思います。

(飛田会長) 他に御意見ございますでしょうか。無いようでしたら、ここで質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。それでは座間市長からの諮問に対して「座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、案が妥当なものと認める」旨の答申をしてよろしいでしょうか。

(一同) はい。

(飛田会長) では、そのような方向で今出た御意見を踏まえて答申をしたいと思います。具体的な内容等については会長に一任していただければと思いますが、よろしいですか。

(一同) はい。

(飛田会長) そのような形でやっていきたいと思います。諮問書に対して答申させていただきたいと思います。座間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)について答申。令和元年5月20日付、座間福発第70号で諮問のありました表記のことについて審議し、精査をしたところ次のとおり答申をさせていただきます。ということで今お話しさせていただきましたようにこの内容で答申書を提出させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

《答申書を作成》

(飛田会長) 先程皆様にお諮りしました案につきまして、妥当なものと認めて、諮問を答申させていただくこととなりますので、御承知置き

の程よろしくお願いします。

説明員の方から他に何か御意見とか問題とかありますか。

(風間) では今回の座間市地域保健福祉サービス推進委員会で皆さんに条例を妥当なものと認めて答申をしていただけたということになりましたので、今後の流れを説明させていただきます。今回は条例ですので最終決定は市議会になります。ですから条例改正の案は6月にある市議会に提案しまして、議決を得られれば条例改正が施行されるという形になります。ですから今回の(案)の内容は場合によっては市議会に出す関係で修正が出るということも考えられなくはないので、その点は御承知置きください。

(飛田会長) 他にはないですか。それでは、委員の皆さんの御協力により、滞りなく議事が終了しました。それでは進行を事務局にお返しします。

(事務局) はい。御審議どうもありがとうございました。以上を持ちまして、座間市地域保健福祉サービス推進委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

《行政側全員起立、一礼》